奈良県告示第三百七十八号

定により、 奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)第四条第一項の規 次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

令和三年三月十二日

奈良県知事 荒

井

正

吾

建造物の部

	裏門及			楽				祝								本			吉野神宮	名
裏門	び透塀			舎				詞舎								殿				称
																	五基	棟		員数
門、切妻造、銅板木造、一間一戸棟		切妻造、銅板葺	四間、梁間二間、	東西各木造、桁行	銅板葺	正面千鳥破風付、	梁間一間、切妻造、	木造、桁行三間、	の記がある	上棟祭執行	月二十四日	昭和二年四	附棟札一枚	葺	正面渡屋付、銅板	木造、三間社流造、				構造及び形式
															六番	字吉野山三二二	吉野郡吉野町大	宮	宗教法人吉野神	所有者・住所
												二六番一	大字左曽七	○番並びに	及び三二四	三二二一番	山二番一、	町大字吉野	吉野郡吉野	所在地

摂社拝	摂社瀧櫻神社本殿		摂社船岡神社本殿		摂社御影神社本殿			宿衛			神符授与			神		内玉			廻			拝			神		透塀	
殿	殿		殿		殿			舎			所			門		垣			廊			殿			庫		塀	
木造、桁行三間、	入春日造、銅板葺	入春日造、銅板葺	木造、一間社隅木	入春日造、銅板葺	木造、一間社隅木	銅板葺	梁間一間、切妻造、	木造、桁行三間、	銅板葺	梁間一間、切妻造、	木造、桁行三間、	板葺、脇扉附属	脚門、切妻造、銅	木造、三間一戸八	メートル、銅板葺	木造、延長一五三	切妻造、銅板葺	七間、梁間一間、	東西各木造、桁行	造、銅板葺	梁間三間、入母屋	木造、桁行五間、	造、銅板葺	梁間一間、入母屋	木造、桁行一間、	メートル、銅板葺	木造、総延長四七	葺

大	制	井	神	修	裏	表	外	東
þ	木 L	戸	ÆRE.	45	手	手		
鳥	屋	屋	饌	祓	水	水	玉	
居	形	形	所	所	舎	舎	垣	門

銅板葺

梁間三間、

切妻造、

桟瓦葺 銅板葺 銅板葺 木造、 三メ 木造、 木造、 メート 木造、 葺 間、 造、 葺 葺 木造、 木造、 木造明神鳥居 メートル、 正面向拝付、 梁間二間、 平方メート 石造、 梁間一間、 木造、桁行一間、 梁間一間、 面突出部桁行二間 銅板葺 ートル、 切妻造、 梁間二間、 面積一 石玉垣 間口二・〇 ル 間口 主棟桁行四 桁行一間、 総延長一六 切妻造 切妻造、 切妻造、 · 六 入母屋 切妻造、 銅板 銅板 銅板 戸棟 六 背

工芸品の部

彫刻の部 木造文殊菩薩騎獅像 参 裏 名 集 鳥 殿 居 称 垣附属 造、桟瓦葺 梁間二間、入母屋 木造、桁行三間、 木造明神鳥居、 員数 長九〇メー 躯 基 トル 石造、総延 八二番地 華寺 奈良市法華寺町八 宗教法人光明宗法 所有者・ 玉 住所 八二番地 奈良市法華寺町八 所在地

絵画の部

地	吉野山一二六九番	郡吉野町大字 吉野	本坊 吉野	名称 員数 所有者・住所 「
		吉	 吉	所在地

	人黒漆鼓胴	彩絵羯鼓胴	名称
四番地	天理市布留町三八	宗教法人石上神宮	所有者・住所
	四番地	天理市布留町三八	所在地

古文書の部

称念寺文書	名称	
四 三 千百	員数	
目二番二九号 電原市今井町三丁 宗教法人称念寺	所有者・住所	
 目二番二九号 一番二九号	所在地	

考古資料の部

蓋石一石 小口石二石	屋敷山古墳出土石棺	名称
	基基	員数
番地	葛城市	所有者・住所
史博物館) 番地一(葛城市歴	葛城市忍海二五○	所在地